



保育料および副食費の助成について

企業主導型保育事業

企業主導型保育事業施設を利用した場合

(クラス年齢) 3歳児～5歳児 【副食費助成】 ※保育料は無償(0円) 副食費は保育料に含まない		1/2助成 (★3)			1/4助成 (★3)		
(クラス年齢) 0歳児～2歳児 【保育料助成】 ※副食費は保育料に含む		免除 幼児教育・保育の無償化	1/2助成 (★1)	1/4助成 (★1)		非該当 (全額保護者負担) (★2)	
世帯年収(万円)	～260		～330	～640		～930	930～
世帯の市民税所得割額	生活保護	非課税世帯	市民税所得割額 ～48,599円	市民税所得割額 ～168,999円		市民税所得割額 ～300,999円	市民税所得割額 301,000円～
階層区分	A	B	C1～C3	D1～D12		D13～D17	D18～D20

- ※ 階層区分の判定には「市民税所得割額(調整控除を除いた、住宅借入金や寄付等による控除前の税額)」を用います。
- ※ 世帯年収の金額はおおよその目安となります。
- ★1 ①第1子、②第2子以降は、保育料無償化(第1子無償化、第2子以降無償化)に該当
- ★2 第3子以降が生まれた世帯の第2子以降の子どもは、1/2助成に該当(第2子以降は第3子以降の出生翌月から)
- ★3 第2子以降の子どもは全額助成(5,100円上限)

▼ 幼児教育・保育の無償化の対象となる子ども

- ① 3～5歳児
- ② 0～2歳児のうち、住民税非課税世帯